

令和5年6月15日
監理課用地室
担当者 高山、西村
内線 5012・5027
外線 076-225-1713

金沢都市計画公園事業6・5・3号北部運動公園の 裁決申請に係る第1回審理の開催について

石川県収用委員会は、起業者 金沢市から裁決申請及び明渡裁決の申立てがあった、金沢都市計画公園事業6・5・3号北部運動公園について、第1回審理を開催します。

- 1 日 時 令和5年6月19日（月） 午後2時30分から
（受付は、午後2時から開始します。）
- 2 場 所 金沢市西念3丁目3番5号
石川県勤労者福祉文化会館2階 ホール
- 3 起業地の所在等
 - ・ 収用しようとする土地
金沢市磯部町イ4番1（公簿811㎡、実測811.30㎡）
金沢市磯部町イ78番（公簿851㎡、実測851.03㎡）

取材についてのお願い

収用委員会の審理は、準司法的なもので、裁判と類似した手続で行われます。

審理は、収用委員会が起業者や土地所有者から裁決に必要な意見を聴取する場であり、審理においては、土地所有者の個人情報に関する事項を含んだ意見陳述がなされることから、写真及び映像撮影については、会長の指示に従い、指定の場所において審理開始直前の一定時間のみとさせていただきます。

また、録音についても、起業者や土地所有者にも認めておりませんので、ご協力をお願いいたします。

審理会場に入場するときは、あらかじめ受付をお願いいたします。

なお、会場に駐車場はありませんので、公共交通機関等のご利用をお願いいたします。